一般家庭ごみ収集運搬業務委託仕様書

受託者は、この仕様書に定めるところにより委託業務を処理するものとする。

１．業務の目的

市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（家庭から出された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「有害・危険ごみ」、「乾電池」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「古紙」、「古布」、「草木」、「粗大ごみ」、「適正処理困難物（廃スプリング入り製品）」。以下「ごみ」という。）を那覇市一般廃棄物処理実施計画に基づき適正に収集、運搬し、地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

２．業務の概要

本件業務は、那覇市内の指定する地域で門口（戸別）に出されたごみを収集し、指定する搬入場所に運搬する「本業務」と、その円滑な履行に先立って実施する「引継業務」によって構成される。

（１） 業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、本市条例などの業務に関係する法令等を遵守し、確実かつ誠実に業務を履行しなければならない。

（２） 本業務の委託地域における１日あたりのごみ量（参考値）は次のとおりとする。

ア　委託区域図Ａ

燃やすごみ：７，２９１㎏、燃やさないごみ：１，３５０㎏

資源化物（缶、びん、ペットボトル、古紙、古布）：３，９８５㎏

イ　委託区域図Ｂ

燃やすごみ：１１，５７０㎏、燃やさないごみ：１，７４０㎏

資源化物（缶、びん、ペットボトル、古紙、古布）：６，０２３㎏

（３） 委託地域の粗大ごみ収集曜日及び概算数（参考値）は次のとおりとする。

火曜日：約３．２件/日、水曜日：約１５．６件/日、金曜日：約１８．７件/日

（４） 前２号に掲げる実績数値等はあくまで参考値であり、実際の収集量及び収集件数は、気象条件、季節変動、人口動態等により変動する場合がある。受託者はこれらを十分に考慮した上で、自らの責任において安全かつ適正な履行体制（人員及び車両配置）を確保しなければならない。

（５） 受託者は、本業務の開始（令和９年４月１日）に先立ち、次のとおり引継業務を行わなければならない。

ア　引継期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までの間のうち、本市が指定する１０日間とする。

イ　業務内容については、収集ルートの確認、作業手順の把握、その他本業務の履行に必要な事項の引き継ぎを行うものとする。

ウ　受託者は、引継業務が完了したときは、速やかに本市へ引継業務完了報告書を提出し、その確認を受けなければならない。

３．委託期間

（１）本件業務の委託期間は、契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。

（２）本契約の委託期間の内訳は次のとおりとする。

ア　引継業務：契約締結日から令和９年３月３１日までの間のうち本市が指定する１０日間

イ　本 業 務：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４．委託料の支払い

本件業務の委託料総額は、令和８年度における引継業務に係る費用（以下「引継費」という。）、及び令和９年度における本業務に係る費用（以下「本業務費」という。）を合算した額とする。

（１）引継費は、引継業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

（２）本業務費は、委託料総額から前号の引継費を控除した額とする。

（３）受託者は、本業務費について、毎月の「収集運搬実績報告書（様式１）」の確認を受けた後、月ごとに支払を本市に請求するものとし、本市は当該請求書があった日から２０日以内にこれを受託者に支払うものとする。

（４）前号の月ごとの支払額は、契約書（第 12 条第２項第２号）のとおりとする。

５．収集地域及び収集日

収集地域及び収集日は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

なお、毎週土曜日、日曜日及び年始（１月１日から１月３日までの期間）は、収集作業を行うことを要しない。

（１）定日収集、委託区域図Ａ

次のとおり収集を行うこと。

地域名	月	火	水	木	金
首里金城町２～３丁目（一部） 首里寒川町（一部） 松川１～３丁目 字松川（一部） 三原２丁目（一部）	第１・３・５回目：草木 第２・４回目：燃やさないごみ、有害・危険ごみ、乾電池	燃やすごみ	紙・布	ペットボトル・かん・びん	燃やすごみ

（２）定日収集、委託区域図Ｂ

次のとおり収集を行うこと。

地域名	月	火	水	木	金
識名１丁目 識名２丁目（一部） 識名３丁目 識名４丁目（一部） 繁多川５丁目（一部） 三原３丁目 寄宮３丁目	燃やすごみ	第１・３・５回目：草木 第２・４回目：燃やさないごみ、有害・危険ごみ、乾電池	紙・布	燃やすごみ	ペットボトル・かん・びん

（３）予約収集（粗大ごみ）　委託区域図Ａ・Ｂ

次のとおり収集を行うこと。

地域名	月	火	水	木	金
首里金城町２～３丁目（一部） 首里寒川町（一部）	粗大ごみ				
寄宮３丁目		粗大ごみ			
松川１～３丁目 字松川（一部） 繁多川５丁目（一部）			粗大ごみ		
識名１～４丁目 三原２丁目（一部） 三原３丁目					粗大ごみ

６．搬入

（１）委託業務により収集したごみは、収集日の当日に、次の表に定めるところにより搬入すること。ただし、処理施設の事情又はごみの量が多い等特別な事情がある場合は、本市と受託者が協議して変更することができる。

区分	搬入場所（処理施設）	搬入時間
燃やすごみ 燃やさないごみ 有害・危険ごみ 乾電池 粗大ごみ	那覇・南風原クリーンセンター	午前８時３０分から 午後５時まで
資源化物（缶、びん、ペットボトル、古紙、古布、草木）、廃スプリング入り製品	エコマール那覇リサイクル棟、及び市の指示する施設	午前８時３０分から 午後５時まで

（２）ごみを搬入する際には、当該処理施設の管理者の指示に従うこと。

（３）処理施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、当該処理施設の係員の指示に従うこと。

７．収集運搬車両

（１）受託者は、本業務を遂行するに足りる車両として、次に掲げる車両を確保すること。なお当該車両は業務委託開始日までに配置すること。

ア．塵芥収集車（最大積載量２トン以上）３台以上

イ．トラック又はダンプ車（最大積載量２トン以上）３台以上

ウ．軽ダンプ車　２台以上

（２）収集運搬車両は、本市が指定する塗装色及び委託車両番号を表示するものとすること。

（３）収集運搬車両は、ごみが飛散し、もしくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない車両を使用すること。

（４）収集運搬車両に故障等の不慮の事態が生じた場合であっても、代替の車両を使用する等、収集業務に支障のないようにしておくこと。

（５）収集運搬車両毎に受持ち区域の収集経路を地図に明示し、本市の要請があれば提出すること。

（６）収集運搬車両については、自動車損害賠償責任保険及び対人対物無制限の任意保険に加入すること。

（７）収集運搬車両について、運行前の点検や運行後の清掃洗車をするなど清潔を保つものとする。なお、洗車等の際には汚水等が周囲に流出しないようにすること。

（８）委託期間終了後においては、収集運搬車両を本市の業務のために使用する車両と認識しうるような状態で使用しないこと。

８．従事者の配置

（１）受託者は、委託業務の遂行にあたっては、安全かつ適切に実施するために必要な人員を配置しなければならない。使用する車両ごとの乗車人員については、２トン以上の車両は３名乗車を基本とし、２トン未満の車両は２名乗車とする。なお、緊急時ややむを得ない事情など受託者の責めに帰すことができない事由がある場合についてはこの限りでない。ただし、１人乗車による収集業務は認めない。

（２）収集運搬作業及び収集運搬車両管理の責任者並びに委託業務に従事する者の人員配置計画を本市に届け出ること。

（３）責任者は、受託者が直接雇用する職員であって、委託業務の内容を十分に熟知し、委託業務に責任を負う者であること。

（４）運転手は、受託者が直接雇用する職員であって、委託業務の内容を十分に熟知し、適正にその業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全に操作することができる者であること。

（５）収集作業員は、その業務を遂行する能力を有する者であること。

９．収集運搬作業

（１）収集運搬作業は、収集日の午前８時３０分から開始し、できるだけ迅速に行うこと。なお、本市から収集時間の指示があった場合は、それに従うこと。

（２）収集運搬作業は、安全かつ効率的に実施すること。なお、ごみの取り残しがあった場合、その他本市から指示があった場合は、速やかに対応すること。

（３）業務履行中は、本市との連絡が常時可能な体制を確保しておくこと。

（４）収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）等関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

（５）収集運搬作業中に事故が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。また誠意をもって対応し、受託者の責任において処理及び解決を図ること。

（６）収集運搬作業中は、作業地域、住民及び通行者等に迷惑を及ぼさないこと。

１０．一般的な遵守事項

委託業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第３条に定める基準その他関係法令の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）住民に対して常に懇切丁寧に接するとともに、ごみの収集後は、周囲の清潔保持に努めること。

（２）委託業務の処理に当たっては、他の車両の交通を妨害しないよう留意するとともに、道路上でごみの積替え又は分別を行わないこと。

（３）委託業務の処理に関し、いかなる名目であっても市民に対し金品を請求しないこと。

（４）委託業務の処理に関し、市民から金品等の謝礼を受領しないこと。

（５）常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず収集し、ごみ集積場所等、委託業務を処理する場所の清潔の保持に努めること。

１１．受託者の責務

（１）受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不適当と認めるものを従事させてはならない。

（２）受託者は、従事する職員等に対し関係法令、契約書及び本仕様書その他業務に必要な事項を熟知させるとともに、必要な指導及び教育を行わなければならない。

（３）受託者は、本業務の処理を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

１２． 業務実績の記録、報告

（１）受託者は、本市の定める「収集運搬実績報告書（様式１）」、「車両日誌（様式１－１）」によって毎日の業務実績を記録しなければならない。

（２）受託者は、前号の記録に基づき、毎月の業務実績を翌月１０日までに本市へ報告しなければならない。

１３． 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

１４． 委託の解除

本市は、受託者が本契約、本仕様書若しくは本市の指示に違反したとき、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったときは、契約書の定めるところにより、委託契約を解除することができる。

１５． 損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、本市又は第三者に損害を与えたときは、契約書の定めるところにより、受託者の負担においてその損害を賠償しなければならない。